

第47回新潟県国土利用計画審議会議事概要

平成21年2月16日(月)開催

開催日時 平成 21 年 2 月 16 日 (月) 午前 10 時から

開催場所 新潟県自治会館 901 会議室

出席委員 松川武司、木津輝子、平井邦彦、北沢利枝、梅田久子、木浦正幸、小林則幸、佐野可寸志、岡崎篤行
以上 9 名
(欠席 : 中出文平、箕口秀夫、太田恵子、藤林紀枝以上 4 名)

1 開会

2 あいさつ 野沢土木部長

3 新任委員の紹介 松川委員から新任のあいさつ

4 会議の成立

定数 13 名中 9 名が出席、新潟県国土利用計画審議会条例第 6 条第 3 項の規定により、審議会が成立する旨を事務局から報告。

5 議事

(1) 会長選出

委員改選後初めての審議会であるため、会長選出までの間、高橋用地・土地利用課長が議事を進行。

高橋課長 お手元に配布した、新潟県国土利用計画審議会条例第 5 条第 2 項の規定により、会長は委員の互選によるとされています。皆様の中からお推薦いただければありがたいのですが、いかがでございましょう。

ご発言がないようでございますので、事務局一任ということによろしいでしょうか。

委員から (「異議なし」の声)

高橋課長 それでは会長につきましては、国土利用計画改定について継続して検討いただくということもございますので、できましたら引き続き平井委員にお願いしたいと存じます。いかがでしょうか。

委員から (拍手)

高橋課長 ありがとうございます。それではご異議がないようですので、平井委員に引き続き会長をお願いします。

それでは平井委員、会長席にお移りいただきまして、議事の進行をお願いします。

平井会長 それでは議事を進めさせていただきます。

最初に、会長職務代理者と議事録署名委員の指名を行いたいと思います。まず、審議会条例第 5 条第 4 項の規定により、会長に事故があるときに会長の職務を代行する委員は、会長が指名することとなっておりますので、本日は欠席しておられますが、引き続き中出委員を指名させていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

委員から (異議なし)

平井会長 ご異議がないようですので、中出委員にお願いしたいと思います。
次に議事録署名委員を指名させていただきます。梅田委員にお願いできます
でしょうか。

梅田委員 お引き受けいたします。

平井会長 よろしく申し上げます。
なお、本日、マスコミなどの方から傍聴の希望がありますが、公開している
会議ですので傍聴を認めることとします。

(2) 新潟県土地利用計画の変更について

平井会長 それでは審議に入りたいと思います。
国土利用計画法第 9 条の規定によりまして、「新潟県土地利用基本計画の変
更について」知事から意見を求められております。
内容について、事務局から説明をお願いします。

事務局 (配布資料により、「新潟県土地利用基本計画の変更について」を説明)

平井会長 ただいまの事務局からの説明について、ご意見、ご質問がありましたらどう
ぞ。

梅田委員 2 番目の阿賀野農業地域の縮小の案件についてですが、企業進出が予定され
ているとか動きがあるのでしょうか。今の経済状況を見ますと開発は期待され
ますが、需要はないと考えられますが。

事務局 この区域自体は、工業団地としての整備が既に完了して分譲を進めていると
ころですが、ご指摘のようにこういう経済情勢ですので、今すぐ工業団地が埋
まるというのはなかなか難しいところで、所管課としても、企業誘致の一層の
促進に努めて、分譲を進めたいという考えです。

平井会長 よろしいでしょうか。

梅田委員 はい。

平井委員 今日は上越市に関する案件が多いようですが、木浦委員から何か付け加える
ことがあれば、ご発言をお願いします。

木浦委員 当市は人口 21 万人ですが、過疎地域の指定も受けています。合併して 5 年
たったわけですが、周辺 13 旧市町村の新市基本計画、併せて第 5 次総合計画
や県でも推進しているコンパクトなまちづくりに関して、去年の 11 月に高田
地区の中心市街地活性化基本計画の認定を受けており、メリハリをつけてまち
づくりをやっていこうというものです。

今回お願いしているのは、農業地域の拡大ということで、本県では稀なもの
です。もともとは工業団地に指定しようということで、平成 13 年から 8 年か

けて住民とよく話を進めてまいりましたが、住民の方々も、指定後は都市計画税など負担感があり、そういう意味で、上五貫野については市街化調整区域に戻すことをお願いしたいということです。もう一つは寺町で民間の事業者による開発を予定していたものが、計画が崩れてしまったということで、これについても早く戻して欲しいということでございます。

当市は、特に5割低減米の特別栽培米を中心に、ローソンから「おにぎり屋シリーズ」が去年の12月から始まっていますが、そこへ米を出すなど農業政策に力を入れており、こうしたことから変更をお願いしたいということです。

その他は先程説明いただいたとおりです。

平井会長 市街化区域から外してもよろしいですかと言っても、「いいですよ」という話なのですね。

木浦委員 はい。

平井会長 やはり変わってきているのですかね。

木浦委員 変わってきているのですね。

平井会長 あといかがでしょうか。ご意見ありますでしょうか。

岡崎委員 資料2の7番で第2種住宅専用地域とありますが、ミスプリントだと思います。正確に言いますと、何でしょうか。昔は第2種住居専用地域がありましたが、今はないはずですが、低層系の住宅地域ということかと思ってよろしいでしょうか。

事務局 今確認したところ、「第2種住居地域」の用途指定です。「専用」ということではありません。

岡崎委員 低層系ではないということですね。

平井会長 よろしいですか。

岡崎委員 以前にも同じような質問をさせていただいたような気がするのですが、根本的な問題なので申し上げます。個別の案件についてどうこうというわけではないのですが、土地利用基本計画で常々不思議に思うのは、本来、多分これはマスタープラン的な性格を持つものであって、個別法の上位にあると書いてありますけれども、実際は、こちらから何かを決めているのではなく、地元から上がってくる個別規制法の事情に合わせてマスタープランを変えていくという状況のように思われます。都市計画マスタープランも似たようなものですが、仕組みとしては不思議で、理念とはちょっと合致しないと思います。

それから、われわれ委員として、善し悪しを判断する基準というものが無いと判断できないわけですが、その基準は何かと言えば、多分それは国土利用計画の都道府県計画なり市町村計画に書いてあること、あるいは土地利用基本計

画の前文に書いてあること、だと思えます。それで、先程の上越市の案件ですが、開発の見込みがないので逆線引きをして市街化調整区域に入れるということは、時代に合っていて良いということは直感としてわかりますが、それが土地利用基本計画上正しいかどうかということは、判断基準がないとわれわれは判断ができないわけです。その辺はどのように考えたらよろしいのですか。

それと、もう少し具体的に言いますと、山古志の牛舎の話がありました。牛舎を作って許可を出したので基本計画を変えますというのは、普通に考えると話が逆のように思われますが、これはどのように考えたらよろしいのでしょうか。

事務局

特に、長岡の件は順番が逆じゃないかというお話だろうと思えます。前回の審議会でもお話をさせていただいたのですが、正直に申し上げて、そういった案件がまだ残っていて、その処理を進めているのが実態で、今回もそのような箇所をご理解をお願いします。私どもといたしましては、手順は逆ではなくあるべき姿に戻すべきだと考えておりますので、そのようにご承知おきいただければと思えます。

国土利用計画、土地利用基本計画が何たるかを考えますと、大まかに 10 年先を見越して、土地の政策をどういう風にもっていくかを記述したもので、全国計画、県計画、市町村計画それぞれのエリアで見通しを書いたものでありますので、限りなく理想に近づけていこうというところがこの計画の神髄になります。

ざっくりとしたごく大枠の部分が掲げられておりますので、どこかで基本的な理念が活かされなければならないと、私ども土地利用の行政に携わる者も念頭に置いているつもりでございますが、その辺のギャップもあるということもご理解いただければと思えます。

平井会長

どうぞ。

岡崎委員

順番を見直すことは進めているということで、それができるのであればそうしなければいけないと思えます。

先程お話のあったごく大枠の方針は、ざっくりし過ぎていて判断基準として使えないのかもしれませんが、善し悪しを判断する基準をできれば次回にでも示していただけるとありがたいと思えます。例えば、土地利用基本計画上全体の面積が大きく変わらないのが目標ならば、こちらが増えるけど、こちらが減るからこれでいいのだ、とかいろいろ考えられるかと思えますが、その辺の判断基準がない状況で、個別規制法の調整で決まったことが上がってきても、ほとんど言いようがないという状況になりますので、長期的課題かと思えますけれども、その辺を考えていただければと思えます。

それと関連した質問ですが、例えば、都市計画決定の案件が混ざっているわけですが、都市計画決定は既に終わっているということでしょうか。

事務局

年度末までに都市計画決定をしていくということで、後日指定予定ということになっており、こちらの方が若干先となっております。

岡崎委員

それは理屈に合っているということですね。

事務局 はい。

平井会長 問題は、前から言われていることで、やはり環境とか景観とかの面から、これはいかんよ、というような話がきちんと出てくれば事態は変わってくると思います。世の中はそちらの方に向かっているのではないかな、という気もします。今はやはり地元からのいろいろな要求が、即土地利用基本計画に跳ね返るような状況になっておりますので、これから土地利用基本計画の見直しなども想定されますので、このようなこともよく理解していきたいと思っています。

佐野委員 ここに上がってきたものは、今までは大体追認されるという話が多いのですが、ここまで上がってくる段階で、これは認められないというものは結構あるのでしょうか。それがどのような内容で、どういう基準で認められなかったのかという事例があれば教えていただきたいと思います。

事務局 私どもは詳細を把握しているわけではありませんが、変更案件としてご審議いただくものは、国土利用計画なり、市町村のマスタープランなどと照らしながら調整済み、というようなものが上がってくるような仕組みになっております。基本的には私どもに上がってくるものについては妥当といえますか、やむを得ないものということで、整理をしているものです。

私どももその過程において、どの段階でどのような理由で認められなかったのかについては、詳細まで把握しておりません。

佐野委員 市町村レベルでは、ある程度選ばれたものが上がってきていると考えてよろしいのでしょうか。

事務局 市町村自身のマスタープランも踏まえまして、これで行けるというものを、打ち合わせをしながら上げてきているものでございます。

平井会長 どうぞ。

北沢委員 今まで何回か出席させていただいて、農業地域とか森林地域は減少しているような状況だったと記憶しているのですが、今回も農業地域が縮小されていますけれども、拡大の方も増えていまして、結果的に増えていると思うのですけれども、この前も新潟県の農業従事者の所得を上げようということで、農業所得保障とか報道で出ていましたけれども、自給率向上とかそういう農業保障ということで、農業地域の範囲をもう少し広げようという、そういう動きとかはあるのでしょうか。

事務局 どちらかというところ今のご質問は、土地利用基本計画もさることながら、私どもが策定を進めております国土利用計画の新潟県計画に関わるようなお話かと思えます。基本的には今の考え方としては、状況として人口も減少しておりますので、今までほどは都市化の圧力もないということを考えまして、できる限り農地、森林を守るという考え方です。今ご指摘の所得保障ということであれば、産業として成り立つ農業ということで、やる気のある人には生産性を上

げていただき、結果として農業産出額を増やしていくという手法の一つとして理解されるものです。もちろん必要な農地がなくなったら、農業生産は増えないということですが、今ある中でできるだけ農地を確保しながら単位当たりの生産性を上げていくという形での農地の保全、というものをトータルで考えているということではないかと考えております。

平井会長 その他どうでしょうか。

委員から （意見なし）

平井会長 よろしいですか。

いろいろと意見や質問が出ましたけれども、このあたりで審議会としての見解を集約させていただきたいと思います。

新潟県土地利用基本計画の変更について、本審議会としては異議がないということで意見を集約したいと思います。よろしいでしょうか。

委員から （はい）

平井会長 異議がないようですので、知事から諮問を受けました、議案については異議がないと答申することにいたします。

なお、答申文案については会長一任ということにさせていただきます。よろしくをお願いします。

（３）その他、国土利用計画（新潟県計画）の改定について

平井会長 ではその他ということで事務局からお願いします。

事務局 （現在の進捗状況、今後の予定などについて説明）

6 閉会

平井会長 以上をもちまして、本日の審議会を閉会いたします。どうもありがとうございました。

（午前 10 時 56 分終了）

新潟県国土利用計画審議会

議事録署名委員 _____